

	融資の種類	ご利用いただける方	融資限度額	融資期間（据置期間）	利率(年)	信用保証	保証料率(年)	担保及び保証人	申 込 先
一般貸付	一般振興融資	市内中小企業者及び組合	運転資金・設備資金 7,000万円	10年以内(1年以内)	2.1%以下	原則として保証付	【料率A】	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※)
	高度化資金	県高度化資金貸付の対象となる組合で、高度化事業を行うもの	対象事業費の10%	県高度化資金貸付の融資期間と同じ		—	—	—	
	小規模事業融資	市内小規模事業者等	運転資金・設備資金 1,250万円	10年以内(1年以内)	1.6%以下	すべて保証付	【料率B】 ※特別小口保証適用時は年0.6%	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	
	小口零細企業資金	市内小規模事業者等で、小口零細企業保証の対象となるもの	小口零細は、保証協会に別口の保証残高がある場合、その保証付融資残高を含めて1,250万円	10年以内(6ヶ月以内)					

新事業支援貸付	新分野進出支援融資	市内中小企業者及び組合で、新分野進出や事業多角化等を行おうとするもの	運転資金・設備資金 1億円 (運転資金は5千万円以内)	運転資金10年以内(1年以内) 設備資金10年以内(3年以内)		原則として保証付		取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※) (注：創業チャレンジ・ベンチャー資金は、(公財)広島市産業振興センターの発行する「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の認定書が申込時に必要。)
	創業支援融資	事業を営んでいない個人が融資対象となる中小企業者として新たに事業を営もうとするもの又は事業を開始した日以後3年を経過していないもの(創業関連・創業等関連は事業開始後5年未満の中小企業者を含む。) ※個人として事業を営むものについては、創業する事業所が市内にあれば、市外在住者であっても融資対象とする	運転資金・設備資金 1,000万円	10年以内(1年以内)	1.4%以下	原則として保証付(創業関連・創業等関連はすべて保証付)	【料率B】 ※創業(等)関連・支援創業関連・再挑戦支援保証適用時は年0.7%	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。(創業等関連は無担保で、保証人は法人代表者を除き不要)	
	創業チャレンジ・ベンチャー資金	「創業チャレンジ・ベンチャー支援事業」の事業認定を受けたもの	ただし、創業関連保証を利用するもので、認定特定創業支援事業の支援を受けたことについて、市に証明されたものは1,500万円とする。	0.5%以下					

経営支援貸付	特別融資	セーフティネット資金	市内中小企業者及び組合で、取引先の再生手続開始申立等や事業活動の制限、災害、業況の悪化、取引金融機関の破綻又は金融取引の調整等により経営の安定に支障を生じているもの			1.4%以下	原則として保証付	【料率B】 ※経営安定関連保証適用時は年0.7%	取扱金融機関(※) (注：セーフティネット資金は、原則として市長の発行する特定中小企業者の認定書が申込時に必要。)
	景気対策特別融資 (取扱期間：平成29年3月31日まで)	市内中小企業者及び組合で、次のいずれかに該当するもの ①最近3か月間の月平均売上額が平成23年9月1日以降のいずれかの年の同期に比較して10%以上減少しているもの ②最近3か月間の月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が平成23年9月1日以降のいずれかの年の同期に比較して10%以上減少しているもの	運転資金 3,000万円	10年以内(1年以内)	1.2%以下				
	借換融資 (取扱期間：平成29年3月31日まで)	市内中小企業者及び組合で、次のいずれにも該当するもの ①信用保証付きの本市制度融資の借入金の残高があるもの ②本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られるもの	借換資金・運転資金 5,000万円 (運転資金は、1,000万円以内)		2.1%以下	すべて保証付	【料率A】 ※経営安定関連保証適用時は年0.7%		
	借換融資(特例) (取扱期間：平成29年3月31日まで)	市内中小企業者及び組合で、次のいずれにも該当するもの ①経営改善計画を策定し、取引金融機関からの支援を受けて経営の改善に取り組んでいるもの ②信用保証付きの融資の借入残高があるもの ③本融資を利用することにより、月々の返済負担の軽減が図られ、経営の改善が見込めるもの	借換資金・運転資金 7,000万円 (運転資金は、2,000万円以内)	10年以内		【料率B】			

政策貸付	特別融資	災害復旧資金	市内中小企業者及び組合で、震災、風水害その他これらに類する災害により直接被害を受け、その復旧資金を必要とするもの。				原則として保証付	【料率B】	取扱金融機関(※)又は保証協会所定の方法による。	取扱金融機関(※)
	中山間地域・離島振興資金	市内中小企業者及び組合で、山村振興法第7条の規定に基づき指定された振興山村地域又は離島振興法第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に事業所を有するもの又は設置しようとするもの								
	環境保全資金	(1)市内中小企業者及び組合で、次のいずれかを行うもの ①公害防止設備の設置 ②低公害車の購入 ③フロン類の回収及び代替設備、新エネルギー導入施設及び資源リサイクル施設、省資源・省エネのための設備等を設置 ④ISO14001規格等の認証取得 ⑤吹付け石棉(アスベスト)の除去・囲い込み (2)市内中小企業者及び組合で、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、グリーン経営認証、ひろしまエコ事業所認定のいずれかを取得しているもの (3)市内中小企業者及び組合で、広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく計画書を提出しているもの	運転資金・設備資金 7,000万円	10年以内(1年以内)	1.2%以下					
	新成長ビジネス育成資金	市内の中小企業者及び組合で、市の経済成長のけん引に寄与する「エコビジネス」「観光ビジネス」「医療・福祉関連ビジネス」「都市型サービスビジネス」の新成長産業を営むもの又は営もうとするもの								
	障害者雇用支援資金	市内中小企業者及び組合で、新たに障害者を常用雇用するもの、常用雇用している障害者の割合が3.6%以上であるものや、職場適応援助者(ジョブコーチ)を配置するもの								
	男女共同参画・子育て支援資金	市内中小企業者及び組合で、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、事業所内託児施設の新設・運営、育児休業者の職場復帰を支援するための事業などを行うものや、本市男女共同参画推進事業所顕彰事業や本市子育てに優しい事業所顕彰事業などの表彰を受けたもの、働く女性、若者のための就労支援環境整備事業として市が実施する認定制度の認定を受けたもの、女性活躍推進法に基づき事業主行動計画を策定したものなど								

信用保証料率	広島市中小企業協同組合融資	広島市中小企業協同組合に加入している市内中小企業者	運転資金・設備資金 手形貸付、手形割引とも 1,000万円	7年以内	2.1%以下	—	—	中小企業協同組合所定の方法による。	広島市中小企業協同組合 Tel277-6561
--------	---------------	---------------------------	-------------------------------------	------	--------	---	---	-------------------	----------------------------

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率A(信用保証協会の所定料率)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
料率B(本市が保証料を一部負担)	1.52	1.40	1.24	1.08	0.92	0.77	0.64	0.60	0.45

注1) 信用保証料率は平成28年4月1日現在のものであり、その後の信用保証料率の改定等により変更することがあります。
注2) ①から⑨の区分は、融資申込者の経営状況等により広島県信用保証協会が決定します。
注3) 融資条件は平成28年4月1日現在のものであり、金融情勢等により変更することがあります。
注4) 記載内容以外にも制約等ございますので、裏面の「お問い合わせ先」までご相談ください。
注5) 市の承認が必要な融資については、取扱金融機関は市経済観光局産業振興部ものづくり支援課へ承認申請してください。
※取扱金融機関は表紙をご参照ください。